

# 子どもを一時的に預けたい

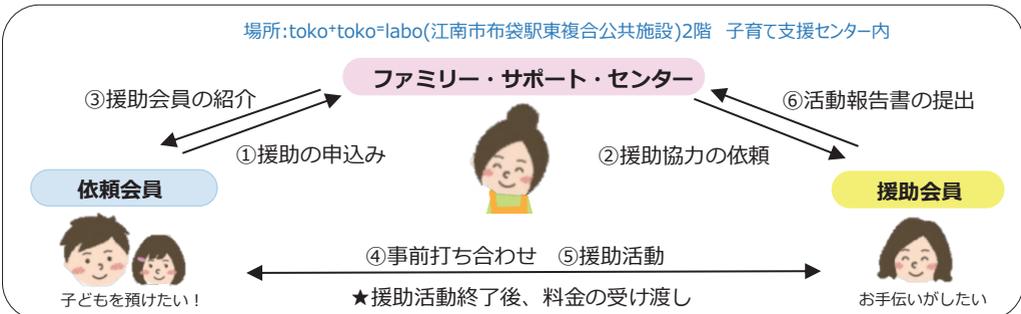
※このほか、認可外保育施設など(P22参照)を利用し一時的に預けることができます。

## ファミリー・サポート・センター

問：ファミリー・サポート・センター 58-5885

ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたいと思っている方(援助会員)が、お互いに助け合いながら活動する組織です。依頼会員・援助会員の両方を兼ねることもできます。どちらの会員も募集中です。援助会員・両方会員になるには養成講座の受講が必要です。

詳しくは▶



- こんな時にもご利用ください。

就職活動をしたい・習い事の送り迎えをお願いしたい  
病院に行きたい・冠婚葬祭に連れて行けない・ゆっくり  
買い物をしたい・美容院に行きたい・自分の休息がとりたい など

- 預けられる児童…生後7か月～小学6年生まで
- 2人目からは半額ですが、預けられる人数は援助会員1名につき3人までです。送迎等での車使用は実費相当分がかかります。
- 受付時間…月～土 午前8時30分～午後5時15分(日祝・年末年始休み)
- 依頼会員の登録には保護者の顔写真が2枚必要です。詳しくはHPをご覧ください。

※幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。

報酬の基準(子ども1人30分あたり)	
月～金 (午前7時から午後7時)	350円
月～金 (上記以外)	400円
土日祝および年末年始	400円

幼児教育・無償化  
について▶



## 一時保育

問：各実施園

保護者の方が病気などの緊急の理由や、就労その他の理由で一時的に家庭で保育できない場合、一時的にお子さんを保育します。予約については子ども未来課HPをご覧ください。

- 預けられる児童…生後7か月～就学前の児童
- 実施場所(2園合わせて1か月14日まで)

宮田東保育園	☎070-1547-8785
中央保育園	☎070-1525-1298

- 受付時間…月～金 午前9時～午後4時  
(土日祝は受付できません)
- 保育時間…月～金(土曜は応相談)、午前8時～午後4時  
(延長保育は午前7時30分～午後7時)
- 初回利用前に、お子さんとの面接が必要です。
- ※幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。

幼児教育・無償化  
について▶



## 子育て短期支援事業

問：子ども家庭センター 58-5850

子育て短期支援事業は、児童を養育している家庭の保護者が疾病、疲労その他身体上もしくは精神上などの理由で、一時的に養育が困難となった場合に、緊急一時的に児童養護施設などで一定期間お子さんを保護するものです。経済的な問題などの理由が必要な場合に限り、緊急一時的にお母さんとお子さんを保護することもできます。まずはご相談ください。

- 保護できる児童…0か月～18歳未満の児童
- 期間…1か月7日以内(1年度につき28日まで)
- 利用料は一日分です。課税状況により減免される場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

利用区分	1日の利用料
2歳未満・2歳以上18歳未満で慢性疾患の児童	5,400円
2歳以上18歳未満	2,800円
緊急一時保護の母親	800円

詳しくは▶



## 病児・病後児保育事業

問：子ども未来課 54-1111(内線143)

病児・病後児保育とは、お子さんが病中または回復期であるが集団保育ができない状態であり、かつ保護者が就労などで家庭保育を行うことが困難な場合、一時的にお子さんをお預かりするものです。ただし、病状によってはお預かりできない場合もあります。

詳しくは▶



## あいあい病児保育室 (iこどもクリニック内)

- 場所…飛高町泉215 ☎55-3302
- 保育期間…月～金 午前8時30分～午後5時30分  
(土日祝・年末年始・その他医師の休診日は利用できません)
- 預けられる児童…市内在住の生後7か月～小学3年生
- 定員…1日最大3人 ●利用料…1日 2,000円  
(お子さんの年齢や感染症の種類により人数が制限されることがあります)
- 持ち物…利用申請書・利用料・お弁当・飲み物・着替え・タオル・オムツなど



### 利用方法

- ① 利用前日に病児・病後児保育室へ、直接予約をします。予約方法は、クリニックへの受診歴の有無で変わります。
- ② 利用日の朝に受診して頂き、医師の受け入れ許可のもと、お子さんをお預かりします。利用方法や持ち物などについて、詳しくはあいあい病児保育室ホームページをご確認ください。



▲利用予約  
(iこどもクリニック  
病児保育ページ)

## 市外の施設を利用した場合は (※近隣の施設はHPで紹介しています)

要件を満たす児童が市外の病児・病後児保育施設を利用した場合に、1日の利用につき日額1,000円を上限とし、利用料から2,000円を引いた額を助成します。

- 期間…1回につき連続7日を限度
- 申請…利用後に子ども未来課へ必要書類を添えて申請してください。
- 必要書類…病児・病後児保育を利用したことがわかるもの、病児・病後児保育利用料の領収書、振込みを希望する銀行口座がわかるもの